

特定非営利活動法人大規模災害対策研究機構 2007 年度 臨時理事会決議(案)

大規模災害対策研究機構は機構から独立した任意団体の「東海・東南海・南海地震津波研究会」を設立し、その活動支援を行うとともに事務局を担当する。

(提案理由)

東海・東南海・南海地震津波研究会(以下、「研究会」)は、法人格を取得することにより社会的信用を得、各種助成金・補助金の獲得、公共団体等からの委託事業の受託等を可能とすることを目的として、2006 年 3 月 31 日をもって解散し、その事業を「NPO 法人大規模災害対策研究機構 (以下、「CDR」)」にひきついだ。

当初、「研究会」はその自由な気風が損なわれないよう、これまで同様の活動を行い、研究会の参加者は直接的に NPO と関係せず、行政も研究会の会員となっていた。そのなかで主体的な活動は研究会が、マネジメントは NPO が行うこととされた。

この方針に対して、「研究会」の NPO 化検討時の会員アンケート調査において、民間企業から行政の不参加についての懸念がなされ、さらに行政に対する NPO 化についてのヒアリングでも、研究会はあくまで NPO 法人である「CDR」の行う事業の一環として位置づけられていることから、行政組織の多くがこの「研究会」には主体的に参加は困難であるとの声が多く出された。

その後、「CDR」は企画委員会(委員長:山中副理事長)を発足させ、その活動内容について検討していくこととなり、その結果、「CDR」を事業部門と研究部門に分け、事業部門では業務の受託などの営利事業やセミナー、見学会などの教育機関的役割を果たすこととし、研究部門は、「研究会」として運営面を「CDR」事務局が担当することとした。

一方、「研究会」は牧理事を座長として、これまで 1 回行われたが、「研究会」のあり方や活動内容について産・官・学から代表幹事を選出して検討していくこととなり、去る 8 月 28 日に行われた幹事会において以下の意見が出された。

- ・ 研究会活動の目的達成のためには、行政が参加できる組織にするのが不可欠であり、前提となる。行政は、旧東海・東南海・南海地震津波研究会のような気軽に勉強できる場、多方面からの情報提供を欲している。
- ・ そのためには、「研究会」は「CDR」の一部としてではなく、別の任意組織として位置づけられるべきである。会計も別立てとすることが必要。
- ・ このとき、「研究会」に対する資金援助、後援、事務局庶務を「CDR」が行うことについては特に問題ない。

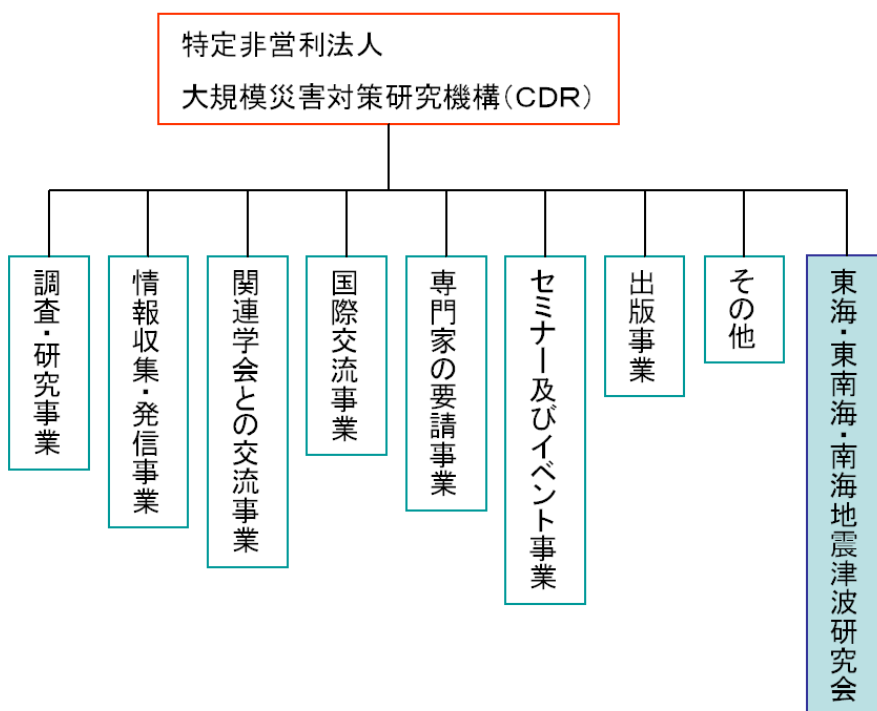
NPO 化前の「研究会」会員数は行政会員 28、民間企業会員 44、個人会員 55、合計 127 であったのに対して、「CDR」会員数は現在、正会員(個人)66、賛助会員(民間企業)26、合計 92 で、連絡先行政 24 を加えても 116 と明らかに後退しており、このままでは「研究会」の活動の停滞や先細りが懸念される。

以上の経過および理由により、「研究会」を「CDR」から切り離し、独立した任意団体とすることによって行政の参加の障壁を取り除き研究会活動の活性化を図ろうとするものである。

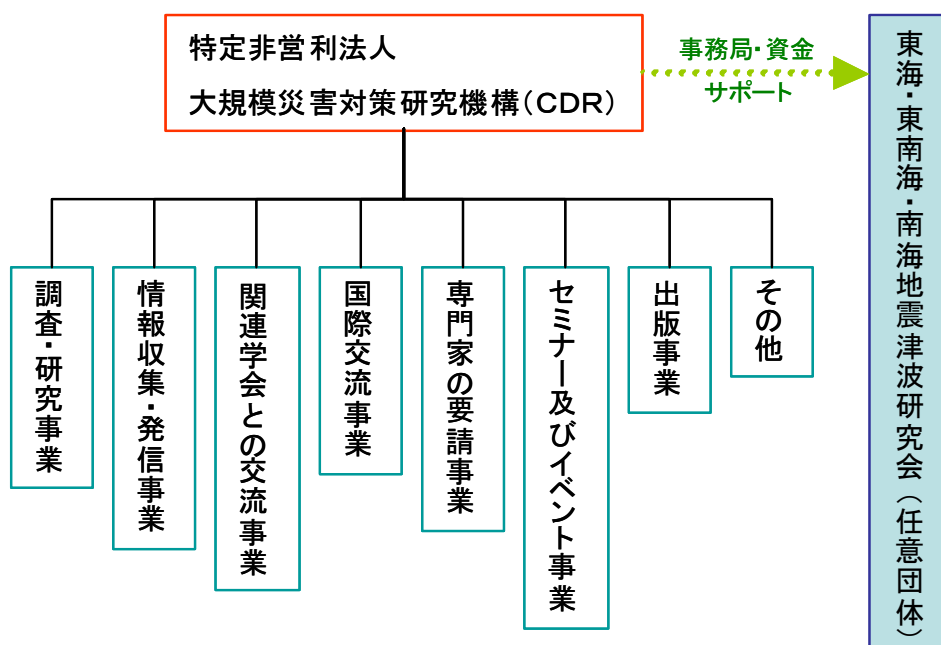
今後、「CDR」は「研究会」の活動を側面からサポートするために資金面での援助を行うとともに、事務局を担当する。

東海・東南海・南海地震津波研究会の位置づけ

【従来の位置づけ】



【新しい位置づけ】



東海・東南海・南海地震津波研究会 運営申し合わせ(案)

名 称

第 1 条 この研究会は、「東海・東南海・南海地震津波研究会」（以下「研究会」という）と称する。

目的と活動内容

第 2 条 東海・東南海・南海地震津波等による人的・物的被害を軽減するために、これらの津波災害に係わるテーマについて自由に情報交換を行い、会員相互の知識と技術の向上に寄与することを目的とし、その目的に沿った活動を行う。

会 員

第 3 条 研究会の会員は、第 2 条の目的に賛同するとともに、当研究会主催のイベント開催等の情報提供を希望する法人および個人とする。

役 員

第 4 条 研究会には、次の役員をおき、座長はこの本会の運営に携わる。

- (1) 会 長 ; 1 名
- (2) 座 長 ; 1 名
- (3) 副座長 ; 若干名
- (4) 幹 事 ; 若干名
- (5) 事務局 ; 若干名

2. 会長は会員の互選による。

3. 座長は会長の指名による。

4. 副座長、幹事は座長の指名による。

5. 事務局は NPO 法人大規模災害対策研究機構が担当し、担当者の指名は座長の指名による。

6. 以上の任期は特に定めない。

幹事会

第 5 条 研究会は、適宜幹事会を開いて相互の情報交換を行うとともに、本会の目的に沿った活動方針を定め、行事を主宰する。

財 政

第 6 条 研究会の運営のための財政は、その都度会員から徴収する経費および寄付金によってまかなうものとする。

以上